

地方公共団体等からの主要要望事項について

令和 7 年 1 月

※本資料は第 6 7 回審査会（令和 6 年 9 月 12 日）以降、現時点までに、文部科学省に寄せられた要望（他省庁への要望も含む）のうち、賠償に係る主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償に関する円滑な対応はもとより、被害者の生活や事業の再建につなげるため、既存の賠償項目に関しても、損害がある限りは賠償を行うという考え方の下、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力への指導・監視を強化するとともに、被災地の実情に応じた「指針」の適時適切な見直しや被害者に寄り添ったきめ細かな支援策を確実に実施し、原子力政策を国策として推進してきた責任を最後まで果たすべきである。（福島県原子力損害対策協議会）
- 原子力損害賠償紛争審査会においては、「第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、引き続き、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における確定判決等の調査・分析等を踏まえ、被災地はもとより、福島県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。（福島県原子力損害対策協議会）
- 「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう指導すること。（福島県原子力損害対策協議会）
- 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。（福島県原子力損害対策協議会）
- 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。（福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会）
- すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。（福島県原子力損害対

策協議会)

- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。(福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会)
- 国及び原賠審は、東京電力に対して、中間指針第五次追補による追加賠償対象の約 148 万人について、2024 年 9 月現在、約 19 万人の支払いが完了していないことから、賠償請求未了者への対応を含めて、速やかに支払いを完了するよう指導すること。また、追加賠償額の地域間格差の是正について、損害の実態の広範かつ十分な調査と評価を行い、公正な被害者救済に取り組むこと。(「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟、福島原発震災情報連絡センター)
- すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。(全国市長会)

2. 地方公共団体に係る賠償

- 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会)

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しを含め必要な対応を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会、北海道東北地方知事会)
- ADR による和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。(福島県原子力損害対策協議会)

4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- 風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」という基本的な考え

方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。(福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会)

○原発事故後には、直接的な損害や間接的な被害が、県内全域の様々な分野で発生した事実を踏まえ、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。(福島県原子力損害対策協議会)

○原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により福島県の現状把握をしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(福島県原子力損害対策協議会、福島県市長会)

○更なる風評被害に対しても、一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく、透明性が高く、適切かつ迅速な賠償を確実に行うよう、東京電力に対して指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。(全国都道府県議会議長会)

○対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく、迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。(原子力発電関係団体協議会)

5. 法制度に係る対応

○福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。(原子力発電関係団体協議会)

○すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。(再掲)(福島県原子力損害対策協議会、北海道東北地方知事会)

○国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律の改正等により、賠償についての国の責任をより明確にすること。(山形・新潟・福島三県知事会議、北海道東北地方知事会)